

防地環第4225号

令和4年3月15日

一部改正 防地環第22368号

令和4年11月28日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部総務部総務課長
情報本部総務部総務課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局企画部長
防衛装備庁長官官房会計官

地方協力局環境政策課長

(公 印 省 略)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う実績報告に
ついて（通知）

標記について、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第93号）第61条第1項の規定に基づき、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が政令で定める基準値（年間貨物輸送量3,000万トンキロ以上の者）以上である者は、平成19年度以降「特定荷主」に指定されることとなり、その場合は、計画の策定及び定期報告が必要となる。

そのため、各幕・機関等においては、輸送量（トンキロ）の毎年度の実績データを集計し、別紙に基づき報告されたい。

なお、官施第3471号（18.4.6）は廃止する。

添付書類：別紙

報告要領

1 報告対象

防衛省が自らの事業活動に伴って、継続して貨物輸送事業者に輸送を委託している貨物の輸送量(貨物重量(トン)×輸送距離(キロ)によって算出されるデータをいう。)

2 算定対象期間

令和3年度分以降毎年度4月1日から12月31日までの期間とする。

3 算定方法

次の要領により算定するものとする。

(1) 役務費の平均月額算定

対象年度の4月から12月までの各月ごとの役務費を算定し、その合計金額を9で除して得た金額(以下「役務費の平均月額」という。)を算定する。

(2) 抽出月の輸送量実績の算定

役務費の平均月額に最も近い金額の役務費であった月(以下「抽出月」という。)について、報告通知の付紙様式により、役務等ごとに輸送量実績を算定する。

(3) 年間の輸送量実績の算定及び報告

抽出月の輸送量実績に12を乗じて得た輸送量を、各機関における輸送量実績として地方協力局環境政策課長あて報告するものとする。その際、役務費の平均月額及び抽出月の算定根拠についての説明を別途行うものとする。

4 報告様式

付紙様式のとおり(併せて、電子ファイルにて提出されたい。)

5 報告期限

毎年4月10日まで

6 その他

役務費の平均月額及び抽出月の輸送量を元に算定した結果、前年度の輸送量が3,000万トンキロに近い実績値又はこれを超える実績値となる等、実際の輸送量を集計する必要があると判断される場合には、上記3の算定方法によらず、対象年度のすべての月について役務等ごとに輸送量実績を算定することにより1年度の輸送量実績を算定することとし、その際は改めて地方協力局環境政策課よりその旨通知するものとする。

省エネ法特定荷主の判断基準のための輸送量実績(トンキロ)

期 間: ○. ○. ○~○. ○. ○

機 関 名: ○○○○

担当者名: ○○○○

No	項目(役務等名)	①重量 ^{トン} (t)	②輸送距離 ^{キロ} (km)	③=①×②トンキロ	備 考
1	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
2	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
3	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
4	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
5	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
6					
7					
8					
9					
10					
	○月合計	0.000	0.00	0.00	
	○年度 合計(抽出月×12)	0.000	0.000	0.000	

※「③=①×②トンキロ」欄については、自ら執行した役務については各役務ごとに重量に輸送距離を乗じたトンキロ数を記入し、自ら役務を執行した隷下部隊等からの報告をまとめて記入する場合には、これらの報告を合算した数字を記入する。

役務費の平均月額及び抽出月の算定根拠について

機 関 名 : ○○○○

担当者名: ○○○○

1 ○年度月別の役務費の実績額

(円)

	○年度
4月	○○○○
5月	○○○○
6月	○○○○
7月	○○○○
8月	○○○○
9月	○○○○
10月	○○○○
11月	○○○○
12月	○○○○
小計	0
平均月額 (9ヶ月)	0

2 抽出月

○年度の「役務費の平均月額」は○○円であり、役務費がこれに最も近い金額(○○円)であった○月を「抽出月」とする。